

島交規甲第623号

平成29年12月20日

保存期間	30年
------	-----

最終改正 令和3年7月26日

関係所属長 殿

島根県警察本部長

自動車保管場所証明等事務取扱要綱の制定について（例規通達）

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に基づき警察署長が行う保管場所の確保に関する証明等の事務については、自動車の保管場所証明事務等の取扱要領の制定について（平成3年7月1日島交企第479号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用した自動車保管場所管理システムを運用することとしたため、別添のとおり「自動車保管場所証明等事務取扱要綱」を定め、平成30年1月4日から実施することとしたので、適正な事務処理に努められたい。

なお、旧例規通達は、平成30年1月3日限り、その効力を失う。

## 別添

### 自動車保管場所証明等事務取扱要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）に基づき警察署長が行う保管場所の確保に係る証明（以下「保管場所証明」という。）、保管場所の届出（以下「保管場所届出」という。）、保管場所の変更の届出（以下「保管場所変更届出」という。）、保管場所標章の交付の申請（以下「保管場所標章交付申請」という。）及び保管場所標章の再交付の申請（以下「保管場所標章再交付申請」という。）（以下「保管場所証明等」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、法で使用する用語の例による。

#### 第3 取扱責任者等の指定及び任務

警察署における保管場所証明等の事務に係る取扱責任者及び取扱担当者（以下「取扱責任者等」という。）は、次表のとおりとする。

区 分	指 定 基 準	任 務
取扱責任者	警察署の処務に関する訓令（平成11年島根県警察訓令第4号）第6条第1項の規定により保管場所証明等の事務について専決することができる者	保管場所証明等の事務の統括に関すること。
取扱担当者	交通課（係）の職員（兼務及び会計年度任用職員を含む。）並びに出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番の職員のうち、保管場所証明等の事務を担当する者	保管場所証明等の事務の処理に関すること。

#### 第4 保管場所証明等の書面

保管場所証明等に係る必要な書面は、次表のとおりとする。

種 別	申 請 書 等	添 付 書 面
保管場所証明	自動車保管場所証明申請書（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）別記様式第1号） 2通	1 保管場所使用権原疎明書面（自認書）（様式第1号）、保管場所使用承諾証明書（様式第2号）又は規則第1条第2項第1号に規定する書面のいずれか 1通
保管場所届出	自動車保管場所届出書（新規・変更）（規則別記様式第2号） 2通	2 規則第1条第2項第2号及び第3号に規定する保管場所の所在図及び配置図（様式第3号） 1通
保管場所変更届出		

保管場所標章交付申請	保管場所標章交付申請書（規則別記様式第3号） 2通	不要
保管場所標章再交付申請	保管場所標章再交付申請書（規則別記様式第6号） 2通	不要

## 第5 書面による保管場所証明の申請等に係る事務の取扱要領

### 1 保管場所証明の申請の処理

#### (1) 申請の受理

取扱担当者は、申請者から保管場所証明の申請が行われた場合は、自動車保管場所証明申請書の記載事項及び添付書面を確実に点検し、申請内容に不備がない場合は、受理するものとする。

#### (2) 調査

調査は、保管場所証明の申請に係る保管場所が、自動車保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第1条に規定する要件に該当するものであるか現地を調査するものとする。

#### (3) 審査

取扱責任者は、申請に係る保管場所について審査し、保管場所の適否を判断するものとする。

#### (4) 自動車保管場所証明書の交付

取扱責任者は、(3)の審査の結果、当該申請に係る自動車の保管場所が確保されていると認めるときは、申請者から提出された自動車保管場所証明申請書のうちの1通により、自動車保管場所証明書を交付するものとする。

#### (5) 保管場所証明の申請の却下

取扱責任者は、(3)の審査の結果、保管場所証明を不可とするときは、当該申請を却下することとなることから、申請者又は代理人に対して、その理由を速やかに連絡するとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、当該処分における審査請求及び取消訴訟の教示を行うこと。

### 2 保管場所標章交付申請の処理

#### (1) 申請の受理

取扱担当者は、申請者から保管場所標章交付申請が行われた場合は、保管場所標章交付申請書の記載事項を確実に点検し、申請内容に不備がない場合は、受理するものとする。

#### (2) 保管場所標章の交付

取扱責任者は、保管場所標章交付申請を受理したときは、保管場所標章番号通知書（規則別記様式第4号）及び保管場所標章（規則別記様式第5号）を交付するものとする。

## 第6 O S Sを利用した保管場所証明の申請等に係る事務の取扱要領

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「O S S」という。）を利用

した島根県警察自動車保管場所管理システム（以下「システム」という。）で処理する保管場所証明の申請等に係る事務の取扱いは、次によるものとする。

#### 1 保管場所証明の申請の処理

##### (1) 申請の受理

取扱担当者は、OSSを利用してシステムに到達し受理した申請を認知したときは、自動車保管場所証明申請書及び添付書面を出力するものとする。この場合において、申請内容に不備があるときは、システムによりOSSを利用して申請者に補正すべき事項を通知するものとする。

##### (2) 調査

第5の1(2)による。

##### (3) 審査

第5の1(3)による。

##### (4) 保管場所証明の通知

取扱責任者は、(3)の審査の結果、当該申請に係る自動車の保管場所が確保されていると認めるときは、システムによりOSSを利用して自動車保管場所証明通知を行うものとする。

##### (5) 保管場所証明の申請の却下

取扱責任者は、(3)の審査の結果、自動車保管場所証明を不可とするときは、システムによりOSSを利用して不可の理由、自動車保管場所証明通知を行わない旨及び第5の1(5)の教示内容について通知するものとする。

#### 2 保管場所標章交付申請の処理

取扱責任者等は、OSSを利用してシステムに到達し受理した保管場所標章交付申請を認知したときは、システムにより当該自動車に係る保管場所標章番号通知書及び保管場所標章を出力し、交付するものとする。この場合において、申請者が希望するときは、警察本部において交付することができるものとする。

### 第7 保管場所届出及び保管場所変更届出の取扱要領

#### 1 届出の受理

取扱担当者は、届出者から保管場所届出又は保管場所変更届出が行われた場合は、自動車保管場所届出書の記載事項及び添付書面を確実に点検し、届出内容に不備がない場合は、当該届出を受理するものとする。

#### 2 郵送による届出の受理

郵送による届出は、保管場所届出に限って認めることとする。

#### 3 保管場所標章交付申請の処理

第5の2による。

### 第8 保管場所標章再交付申請の取扱要領

取扱責任者等は、法第6条第3項の規定により保管場所標章再交付申請が行われた場合は、保管場所標章再交付申請書を提出させ、標章を再交付するものとする。

### 第9 手数料

手数料の額は、警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）に定めるところによる。

#### 第10 申請書等の管理

取扱責任者等は、保管場所証明等に関する事務に係る書面、システムで取り扱う情報等について、関係規程を遵守し、適正に管理すること。

#### 第11 細部事項

この要綱に定めるもののほか、保管場所証明等に関し必要な細部事項については、別に定める。

様式 〔略〕